自治振興報償の積算基準の変更について

加入世帯一戸あたりの金額の格差が大きくなっている状況にあり、積算基準の変更をする。

●現在の課題

1 戸数の多い町内会は、とりまとめや委員推薦などに手間がかかる

2 加入世帯一戸当たりの金額の格差が大きい

●今回の変更案について

1 一戸あたりの格差を小さくするため定額支給の均等割りは減額し、ランク割を創設する。

2 加入世帯1戸あたりの金額をおおよそ1,000円を超えるようにする。

	現在	新基準
均等割	1町内会・行政区 18,000円	1町内会・行政区 15,000円 ※9戸以下の町内会及び行政区については、緩和措置として徐々に軽減していく 【R6】17,000円 【R7】16,000円 【R8】15,000円
戸数割	1戸あたり700円×世帯数	1戸あたり800円×世帯数
ランク割	なし	10戸以上 2,000円 20戸以上 3,000円 以降10戸毎に1,000円追加
一戸当たりの金額	最高 4,300円 最低 809円 格差 5.32倍	【R6】最高4,200円、最低993円、格差4.22倍 【R7】最高4,000円、最低993円、格差4.02倍 【R8】最高3,800円、最低993円、格差3.82倍
最大減額幅		【R6】500円 【R7】1,500円 【R8】2,500円
減額になる行政区等数		5行政区